

【研修実施機関向け】

『平成 31 年度横浜市訪問介護等資格取得支援事業』のご案内

1 事業について

(1) 目的

ホームヘルパー等を目指す市民を対象に、介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程の受講を支援し、横浜市内の介護事業所における訪問介護員等の増加を図ります。

(2) 内容

この事業は、横浜市民が介護職員初任者研修課程、生活援助従事者研修課程を修了した後、横浜市内の介護事業所（※1）に一定期間就業した方（以下「助成対象者」という。）に対して、資格取得に要した受講料（必須のテキスト代及び実習費を含みますが、修了評価試験において基準以下だった場合の補講料及び再試験料は除きます）を助成する事業です。

（※1）勤務地が横浜市内で、次に掲げるサービスを提供する事業者

介護保険法関連

訪問介護、第1号訪問介護事業、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(3) 助成の対象者要件

次の要件をすべて満たす方の受講料を助成します。

ア 申請時の住所地が横浜市内にある方

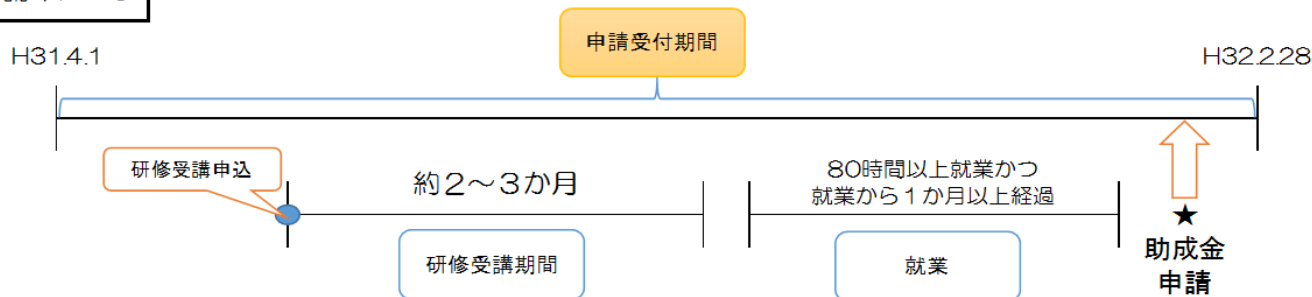
イ 登録養成機関（後述）における介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講申込日が平成31年4月1日以降で、平成32年2月28日までに、研修の修了及び、下記ウ（80時間以上就業）、エ（就業開始から1か月以上経過）の勤務要件を満たしていること

ウ 資格取得後から、介護職として横浜市内の（※1）に掲げる介護事業所で就業を開始（登録ヘルパー等にあっては実働を開始）し、助成金申請受付期限までに80時間以上就業した方

エ 就業開始（登録ヘルパー等にあっては実働を開始）から1か月以上経過していること

オ 他に国、都道府県等公的機関から本申請に係る研修費用に対する助成（本事業の助成を含む）を受けていない方

申請イメージ



(4) 助成する金額

項目	助成金額（限度額）
介護職員初任者研修 受講料	7万円
生活援助従事者研修 受講料	3万円

（※注）横浜市の予算額に達した時点で、本事業は終了となります。

(5) 助成金申請受付期間

助成金申請受付期間は、次のとおりです。なお、申請は郵送のみとし、締切り当日消印有効とします。

助成金申請受付期間：平成31年5月7日（火）から平成32年2月28日（木）

2 登録養成機関について

神奈川県知事の指定を受けた介護員養成研修指定事業者を対象に、本事業の登録養成機関として募集します。

受講希望者は、登録養成機関の中から選定し受講します。

(1) 登録手続について

登録養成機関としてご参加いただける場合は、次の手続きをお願いいたします。

「平成31年度横浜市訪問介護等資格取得支援事業 登録養成機関登録申請書 兼 同意書」
(法人代表者印押印済)の提出

提出期限：平成31年3月29日（金）（必着）まで担当宛に郵送してください。

<提出先>

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23番地

日土地山下町ビル 9階

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 かなふく人財センター

福祉教育課 横浜市訪問介護等資格取得支援事業担当 宛

3 事業開始までのスケジュール

平成31年 3月5日（火） 登録フォームへの受付開始

※受付完了後、御担当宛に「申込書兼同意書（データ）」を順次Eメールにて送付します。（1週間以内に届かない場合は連絡してください。）

3月29日（金） **申込書兼同意書（法人代表者印押印済）提出期限**

4月 1日（月） 事業開始（予定）

5月 7日（火） 申請受付開始（予定）

※なお、事業開始後であっても登録養成機関として登録することは可能ですが、紙媒体等で周知する登録養成機関としては掲載されない場合があります。

ご了承ください。

※本事業は、平成31年度予算案が横浜市会で議決された場合に確定します。

市会での議決が行われない場合、本事業は実施されません。

また、横浜市から補助金の交付決定されない場合についても、本事業は実施されません。

【問い合わせ先】

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

かなふく人財センター 福祉教育課

横浜市訪問介護等資格取得支援事業担当

TEL：045-227-7044

FAX：045-671-0295